

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

### 1. 案内情報

- 手続名 : 廃油処理施設の変更の許可  
手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第28条  
手続対象者 : 廃油処理事業者  
提出時期 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第21条第1項第2号の事項(軽微なものを除く)を変更しようとするとき  
提出方法 : 廃油処理施設変更許可申請書を作成し、地方運輸局総務部総務課、神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課に提出してください。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第18条第3項で規定する書類  
正1通 副本1通  
申請書様式 : 廃油処理施設変更許可申請書  
記載要領・記載例 : 記載事項は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第18条参照。  
詳細は提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省港湾局環境・技術課 03 - 5253 - 8111  
内線46653  
北海道運輸局(小樽)総務部総務課 0134 - 23 - 4211  
東北運輸局総務部総務課 022 - 299 - 8851  
新潟運輸局総務部総務課 025 - 244 - 6111  
関東運輸局総務部総務課 045 - 211 - 7204  
中部運輸局総務部総務課 052 - 952 - 8002  
近畿運輸局総務部総務課 06 - 6949 - 6404  
神戸海運監理部総務課 078 - 321 - 3141  
中国運輸局総務部総務課 082 - 228 - 3434  
四国運輸局総務部総務課 087 - 825 - 1171  
九州運輸局(北九州)総務部総務課 093 - 332 - 8081  
沖縄総合事務局運輸部海運第一課 098 - 866 - 0064  
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口 : 提出先に同じ

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第23条  
標準処理期間 : 3月  
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)